

兵庫区保健福祉課 会計年度任用職員（一般）募集要項

1. 募集人数

2名

2. 業務内容

- 1) ①保健福祉課管理担当業務の窓口事務
②電話応対、端末入力
③保健福祉部の郵便・メール業務
- 2) ①保健福祉課障害担当業務の窓口事務
②電話応対、端末入力、郵送業務、ファイル整理

3. 応募資格

- ・Word、Excel等の入力等、基本操作ができる人（資格不問）
- ・丁寧な応対ができる人
- ・地方公務員法第16条により、次のいずれかに該当する人は受験できません。
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人が
 - ② 神戸市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※年齢、学歴は問いません。

※日本国籍を有しない人も応募できます。ただし、日本国籍を有しない人で就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

4. 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

※勤務実績が良好な場合、面接による選考を実施のうえ再度任用されることがあります。
(2回まで最長3年)

5. 勤務条件

1) (1)基本給

時給：1,448円

(2)諸手当等

時間外勤務手当、通勤手当（上限あり）等

(3)勤務時間・日数

9:00～17:00（休憩60分）・週1日（7時間）

※時間外（休日）勤務が発生する場合があります。

(4)休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始、週のうち所属から指定された日

2) (1)基本給

月給：45,292円

(2)諸手当等

時間外勤務手当、通勤手当（上限あり）等

(3)勤務時間・日数

8:45～17:30（休憩60分）・週1日（7時間45分）

※時間外（休日）勤務が発生する場合があります。

(4)休日

月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、土曜日、日曜日、祝日、年末年始

◎以下の項目は1)及び2)ともに共通

(5)休暇

年間1日

(6)勤務地

神戸市兵庫区役所保健福祉部保健福祉課（兵庫区荒田町1-21-1）

(7)福利厚生

公務災害補償

(8)試用期間

1か月（再度任用する場合も同様）。なお、1か月の勤務日数が15日に満たない場合、15日に達するまで自動的に延長されます。

(9)服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・営利企業への従事（兼業）を行うことができます。ただし以下の場合は認められませんので留意してください。

①兼業を行うことによって職務の遂行に支障をきたすおそれがある場合
(兼業先との所定勤務時間の合計が本市常勤職員の標準勤務時間を上回る場合など)

②兼業を行うことによって職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合

③兼業を行うことによって神戸市の信用を損なうおそれがある場合

(10)その他

- ・基本給及び諸手当の額は、給与改定をうけて変更されることがあります。

6. 選考方法

書類選考を行った後、選考合格者を対象に面接を実施し総合成績により合格者を決定します。なお、面接は申込受付から1週間を目途に実施予定です。

7. 合格発表

書類選考結果は、申込完了から数日程度を目途に電話連絡いたします。

面接選考結果は、選考後、電話連絡します。

※書類・面接選考ともに不合格者には連絡いたしません。

8. 問い合わせ先・書類提出先

〒652-8570 神戸市兵庫区荒田町1丁目21番1号（※郵便番号記載すれば住所不要）

神戸市兵庫区保健福祉部保健福祉課 管理担当

電話 078-511-2111

※平日9：00～17：00時まで受付（12：00～13：00を除く）

9. 申込方法

1) 提出書類

履歴書（様式は問いません）

※書類選考後面接の連絡を行いますので、必ず連絡の取れる連絡先を記入してください。

2) 申込方法

郵送もしくは持参で「8. 問い合わせ・書類提出先」に提出してください。

3) 受付期間

令和8年2月16日（月）～2月20日（金）必着

10. その他

- ・応募資格がない又は提出書類の記載事項が正しくないことが判明した場合は採用を取り消すことがあります。
- ・本募集において提出された書類は、受付後返却しません。ご了承ください。
- ・本募集に際して収集した個人情報は、神戸市個人情報保護条例に基づき厳正に取扱い、会計年度任用職員の任用手続き以外の目的で利用することはありません。